

弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業実施要領

(本事業の目的)

第1条 市は、いわゆる晩婚化・未婚化が進み、平均初婚年齢及び平均出生時年齢が年々上昇していることを踏まえ、独身者の出会いの場を創出し、婚姻者数の増加及び結婚に対する意識の高揚を図り、ひいては人口減少の防止に寄与することを目的として本事業を実施する。

(本事業の位置づけ)

第2条 本事業は、弘前市が、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村（以下「関係市町村」という。）との間で締結した弘前圏定住自立圏の形成に関する協定書に定める婚活支援の取組とする。

(ひろさき広域出愛サポートセンター)

第3条 市は、本事業を円滑に実施するため、ひろさき広域出愛サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの事務局は、弘前市駅前町9番地20所在のヒロロ3階の弘前市公共フロアに置く。

3 センターの事務局は、会員、出愛サポーター、団体サポーター及び協賛団体の登録等、本事業及びそれに付随する事務を行う。

4 センターの運営経費は、弘前市が関係市町村との間で別に定める弘前圏定住自立圏婚活支援の推進に関する協議書の定めにしたがい、弘前市及び関係市町村が共同で負担する。

(ひろさき広域婚活支援事業実行委員会)

第4条 本事業を行うため、市は、関係市町村及び青森県と協議し、本事業を行うためのひろさき広域婚活支援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設立することができる。

2 実行委員会の組織、事業、会計等については、実行委員会の規約において定めるものとする。

3 実行委員会の経費は、弘前市が関係市町村との間で別に定める弘前圏定住自立圏婚活支援の推進に関する協議書の定めにしたがい、弘前市及び関係市町村が共同で負担するほか、実行委員会が別に定めるところにしたがう。

(本事業の内容)

第5条 本事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1) センターに登録した会員からの出会いの相談に関すること
- (2) センターに登録した会員の出会いの創出に関すること
- (3) 情報交換会の実施に関すること
- (4) 弘前市及び関係市町村（以下、両者を合わせて「弘前圏域構成市町村」という。）が実施する関連事業や、出会いに関するイベント情報等の提供に関すること
- (5) 多様な出会いの場を提供することを目的とした婚活イベントの開催
- (6) その他本事業の目的を達成するために必要な事項に関すること

(会員)

第6条 市長は、結婚を希望する満18歳以上60歳未満の独身者（高校生を除く。）であって、弘前圏域構成市町村に在住しているもの又は結婚後弘前圏域構成市町村に居住するもの若しくは居住する意思を有しているものを、センターの会員として登録することが

できる。

(会員登録)

第7条 会員への登録を申請しようとする者は、ひろさき広域出愛サポートセンター会員登録申込書(様式第1号)、プロフィールカード(様式第2号)及び同意書兼誓約書(会員)(様式第3号)に必要事項を記入し、本人であることを確認できる身分証明書の写しを添付し、センター事務局に持参して提出しなければならない。ただし、会員への登録を申請しない者であっても、同意書兼誓約書(非会員)(様式第4号)に必要事項を記入し、本人であることを確認できる身分証明書の写しを添付のうえ、センター事務局に提出することで、出愛サポーターが引き合わせを行うお見合いに参加することができる。

2 市長は、会員登録の申請を受けたときはすみやかに審査を行い、会員として登録したときは、その旨及び登録日を申請者に対して通知するものとする。

(センターの利用)

第8条 会員は、引き合わせを希望する相手を探すために必要な限度で、センターが保有する他の会員のプロフィールカードを閲覧することができる。

2 会員は、センターが開催する情報交換会に参加することができる。

3 会員は、センターから、出会いに関するイベント情報の提供を受けることができる。

4 前各項に定めるほか、会員がセンターを利用する場合には、別に定める「ひろさき広域出愛サポートセンターご利用にあたって」にしたがうものとする。

(出愛サポーター)

第9条 本事業に協力するボランティアとして出愛サポーターを置く。

2 出愛サポーターは、満18歳以上の者(高校生を除く。)で、本事業の趣旨に賛同し、出愛サポーターの活動をボランティアで実施することができる者で、センターに登録したものであるものとする。

(出愛サポーター登録)

第10条 出愛サポーターの登録を申請しようとする者は、ひろさき広域出愛サポートセンター出愛サポーター登録申込書(様式第5号)及び同意書兼誓約書(出愛サポーター)(様式第6号)に必要事項を記入し、本人であることを確認できる身分証明書の写しを添付して、センター事務局に直接持参しなければならない。

2 市長は、出愛サポーター登録の申請を受けたときは、すみやかに審査し、出愛サポーターとして登録したときは、申請者に対し、その旨及び登録日を通知するものとする。

(出愛サポーターの活動)

第11条 出愛サポーターは、本事業に協力するため、次の各号に定める活動を行う。

(1) 会員同士又は会員と非会員との引き合わせ

(2) 会員同士又は会員と非会員とのお見合いの調整、立会等

(3) お見合いに向けた相談

(4) センターが開催する情報交換会への出席

(5) その他、本事業の目的を達成するため必要な活動

2 出愛サポーターの詳細な活動内容及び活動の流れについては、別に定める「出愛サポーターの活動について」によることとする。

3 出愛サポーターは、第1項に定める活動を行うため必要な限度で、センターが保管するプロフィールカードを閲覧することができる。

4 出愛サポーターは、会員同士又は会員と非会員とのお見合いを実施した場合には、お見合い実施報告書(様式第7号)に必要事項を記載し、お見合い実施後10日以内に、セン

ター事務局に対し、持参、郵送又はメールの方法により提出しなければならない。

- 5 出愛サポーターは、弘前圏域構成市町村と会員との契約で定めた場合を除き、会員に対し報酬等の要求をしてはならない。

(団体サポーター)

第12条 本事業の周知や本事業の実施に向けた環境づくりを行うため、団体サポーターを置く。

- 2 団体サポーターは、本事業の趣旨に賛同し、団体サポーターの活動を実施することができる企業、団体及び地域住民組織等（以下「企業等」という。）であって、団体サポーターとして登録されたものとする。

- 3 宗教活動や政治活動を目的とする団体は、団体サポーターとなることができない。

(団体サポーター登録)

第13条 団体サポーターとして登録しようとする企業等は、ひろさき広域出愛サポートセンター団体サポーター登録申込書（様式第8号）及び同意書兼誓約書（団体サポーター）（様式第9号）に必要事項を記入し、センター事務局に持参又は郵送により提出する。

- 2 市長は、団体サポーター登録をしたときは、登録日を申請者に対して通知するものとする。

(団体サポーターの活動)

第14条 団体サポーターは、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 構成員や従業員等に対して、本事業の周知を行うこと
- (2) 構成員や従業員等に対して、弘前圏域構成市町村が実施する関連事業及び次条に定める協賛団体が実施する協賛事業の周知を行うこと
- (3) 構成員や従業員等が会員又は出愛サポーターに登録した場合には、会員又は出愛サポーターとしての積極的な活動ができるような環境づくりをすること

(協賛団体)

第15条 本事業に協力する企業等として、協賛団体を置く。

- 2 協賛団体は、第16条に定める協賛事業を行う団体として、センターに登録されたものとする。

- 3 宗教活動や政治活動を目的とする団体は、協賛団体となることができない。

(協賛団体登録)

第16条 協賛団体として登録しようとする企業等は、ひろさき広域出愛サポートセンター協賛団体登録申込書（様式第10号）及び同意書兼誓約書（協賛団体）（様式第11号）に必要事項を記入し、センター事務局に持参又は郵送により提出する。

- 2 市長は、協賛団体登録をしたときは、登録日を申請者に対して通知するものとする。

(協賛団体の活動)

第17条 協賛団体は、協賛事業として、本事業のお見合いの支援や、その他アイデア溢れる関連事業を行う。

- 2 協賛団体は、協賛事業を実施する場合には、ひろさき広域出愛サポーター協賛団体協賛事業周知依頼書（様式第12号）に必要事項を記入し、持参、郵送又はメールの方法によりセンター事務局に提出するものとする。

(登録期間)

第18条 会員、出愛サポーター、団体サポーター及び協賛団体の登録の有効期間は、登録日から2年間とする。

- 2 会員、出愛サポーター、団体サポーター及び協賛団体は、登録の有効期間が満了する

30日前にセンター事務局に申し出る方法により、登録を更新することができる。

3 更新後の登録の有効期間は2年間とし、前項の方法によりさらに更新することができる。

(登録料、年会費及び利用料)

第19条 会員、出愛サポーター、団体サポーター及び協賛団体の登録に際し、登録料は無料とする。

2 会員及び出愛サポーターが、プロフィールカードを閲覧する等、センターを利用する場合の利用料金は無料とする。

3 前条に定める登録の有効期間中の年会費は無料とする。

(暴力団等の排除)

第20条 会員及び出愛サポーターは、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団と関係のある団体等(以下「暴力団等」という。)の構成員又は暴力団等の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)に該当しない者とする。

2 団体サポーター及び協賛団体は、暴力団等に該当しない者とする。

(プロフィールカードの閲覧)

第21条 プロフィールカードに記載されている情報(以下「プロフィール」という。)は、会員及び出愛サポーター以外の者は閲覧することはできない。

2 会員又は出愛サポーターとして登録されていた者であっても、登録を抹消された後は、プロフィールを閲覧することはできない。

3 プロフィールを閲覧しようとする会員は、あらかじめセンター事務局に対して電話又はメールにより、閲覧日時の予約をしなければならない。

4 プロフィールの閲覧は、センター事務局職員の立会いのもと、事務局職員の指示にしたがって行わなければならない。

(情報交換会の開催)

第22条 市は、本事業の目的を達成するため必要と認めるときは、会員と出愛サポーター双方の情報共有を目的とした情報交換会を開催することができる。

2 情報交換会は、会員が自身の性格や婚姻相手として求める異性像を出愛サポーターに知ってもらうことで出愛サポーターがより多くの会員・非会員を引き合わせる契機となることを目的として開催する。

(婚活イベントの開催)

第23条 本事業を実施するため、弘前圏域構成市町村の住民を対象とする婚活イベントを開催するものとする。

2 弘前圏域構成市町村は、前項で定める婚活イベントの実施について連携、協力するものとする。

(登録内容の変更)

第24条 会員、出愛サポーター、団体サポーター及び協賛団体は、登録された内容に変更が生じた場合には、ひろさき広域出愛サポートセンター登録情報変更届(様式第13号)に必要事項を記入の上、変更事項を裏付ける書類の写しを添付して、速やかにセンター事務局に対し提出しなければならない。

(退会)

第25条 会員、出愛サポーター、団体サポーター及び協賛団体は、市長に対して届け出る

ことにより、センターから退会することができる。

- 2 前項に定める退会をしようとする者は、ひろさき広域出愛サポートセンター退会届（様式第14号）に必要事項を記入の上、センター事務局に対して提出しなければならない。
（登録の抹消）

第26条 会員が、次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、登録を抹消する。

- (1) 既婚者であることが判明した場合
- (2) 暴力団員等であることが判明した場合
- (3) ストーカー行為等の犯罪行為を行ったと認められる場合
- (4) 同意書兼誓約書に掲げる事項に違反した場合
- (5) 虚偽の申請等が判明した場合
- (6) お見合い成立後、正当な理由もなく、キャンセルすることや無断欠席した場合
- (7) センター事務局職員や出愛サポーター等に対し、著しく不快、粗野又は乱暴な言動を取ることを又は不当な要求を執拗に行うことで、センターの業務に支障を生じさせる又はそのおそれがある場合
- (8) その他、本事業の目的に照らし、会員として、ふさわしくない行為等があったと認められる場合

- 2 出愛サポーターが、次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、登録を抹消する。

- (1) 会員に対して報酬等を要求していたことが判明した場合（弘前圏域構成市町村と会員との契約で定める場合を除く。）
- (2) 暴力団員等であることが判明した場合
- (3) 同意書兼誓約書に掲げる事項に違反した場合
- (4) 虚偽の申請等が判明した場合
- (5) その他、本事業の目的に照らし、出愛サポーターとしてふさわしくない行為があったと認められる場合

- 3 団体サポーター及び協賛団体が、次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、登録を抹消する。

- (1) 暴力団等であることが判明した場合
- (2) 同意書兼誓約書に掲げる事項に違反した場合
- (3) 虚偽の申請等が判明した場合
- (4) その他、本事業の目的に照らし、ふさわしくない行為があったと認められる場合
（個人情報の取扱い）

第27条 会員は、センターを利用して得た個人情報については、婚姻を希望する異性を探す等、本事業の目的に沿った目的以外に使用してはならない。会員としての資格を失った後も同様とする。

- 2 出愛サポーターは、センターを利用して得た個人情報については、会員と会員又は非会員とを引き合わせる等、本事業の目的に沿った目的以外に使用してはならない。出愛サポーターとしての資格を失った後も同様とする。

- 3 本事業として実施される婚活イベントの参加者は、イベントを通じて得た個人情報については、婚姻を希望する異性を探す等、本事業の目的に沿った目的以外に使用してはならない。

（個人情報の保護）

第28条 市は、関係市町村に対し、本事業により取得し保有する個人情報を本事業の目的

のために提供することができ、関係市町村は提供された個人情報を本事業の目的のために保有・使用するものとする。

- 2 弘前圏域構成市町村は、市が本事業により取得し保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年弘前市条例第1号）に基づき、個人情報の適正な取扱いを行う。

（委任）

第29条 この要領に定めるもののほか、お見合いや情報交換会の実施等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 本要領施行前にひろさき出愛サポートセンターの会員、出愛サポーター、団体サポーター又は協賛団体であった者については、ひろさき広域出愛サポートセンターの会員、出愛サポーター、団体サポーター又は協賛団体としてそれぞれ登録されたものとみなす。
- 3 本要領施行前にひろさき出愛サポートセンターの会員であった者については、本要領の会員資格にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。